

2013 年 2 月 26 日

法制審議会民法（債権関係）部会御中

中田裕康

部会資料 59 についての意見

本日、部会に出席できませんので、部会資料 59 につき、以下の通り意見を申し上げます。私が部会においてこれまでに発言した意見につきましては、維持したいと思いますが、ここでは繰り返して記載してはいません。なお、以下の意見は、今後とも引き続き検討すべきものという趣旨も含んでおり、お取扱いはご一任いたします。したがって、本日の部会において中間試案のとりまとめがされることについては、異存ありません。

◇第 28 契約の成立

・ 5(2)の「意思能力を喪失し、」は、(1)と揃えたとすると、「意思能力を喪失した常況にある者となり、」でしょうか。

◇第 29 契約の解釈

・ 1 と 2 の関係が分かりにくいように思います。2 の「当事者の共通の理解が明らかでないとき」という表現は、「当事者が共通の理解をしていたかどうか明らかでないとき、又は、当事者が共通の理解をしていなかったとき」という趣旨でしょうか。

・ 3 と 1・2 との関係が分かりにくいように思います。1・2 は契約の成立と解釈が関連しあう場面の規律、3 は契約の成立後の場面の規律、という整理かもしれませんが、1 から 3 を通じて、契約の成立と解釈の問題が関連しあうのではないかと思います。3 のみについて、契約の成立後の問題だということを強調すると、かえって複雑になるのではないかと思います。

◇第 36 売買

・ 8（権利移転義務の不履行）の(1)は、一般原則による履行請求・損害賠償請求・解除ができるという内容ですが、この規定にどのような存在意義があるのかを説明する方がよいように思います。特に、これが確認的規定であるとする、3(1)の引渡義務・対抗要件具備義務に言及しないのはなぜかという疑問が生じると思います。また、3(4)の他人の権利の売買の不履行については、権利移転義務違反に含まれているということですが、それも説明する方が親切ではないかと思います。

・ 8の(1)の「その履行」「その不履行」の意味が分かりにくいと思います。1行目の「移転せず」との関係は明瞭ですが、「他人の権利による負担若しくは法令の制限があるときは、」とのつながり方が、文章として分かりにくいのではないのでしょうか。また、これとの関係で、8の(2)の「不履行の程度」の意味が分かりにくいと思います。

・ 12（代金支払拒絶）の「売買の目的について」は、「売買の目的である財産権について」の方が分かりやすいのではないかと思います。

・ 14（危険の移転）の(2)の提供と特定の関係がやや不明瞭に感じます（特定は提供の要件ではないのに、そうであるかのようにも読めます。「引き続き」が入ったことによるのかもかもしれません）。また、概要の「種類物売買については、危険の移転の前提となる引渡しの提供の際には目的物が特定されている必要があるが（民法第401条第2項）」も、提供と特定の関係が分かりにくいように思います。

◇第39 賃貸借

・ 10（一部滅失等による賃料減額）について、次の2点は、中間試案の後も、なお検討されるべき課題であるように思います。

・ (1)の第2文で、賃借人の責めに帰すべき事由による一部使用収益不能の場合、賃料は減額されないとされていますが、8（修繕義務）の(1)では、要修繕状態が賃借人の責めに帰すべき事由による場合も、賃貸人の修繕義務は免除されていないようです。両者の関係を調整する必要があると思います。

・ (2)において、賃貸人の償還すべき利益には、当該部分を使用収益させる義務を免れたこと自体の利益が含まれると考えると、その利益（使用収益不能部分の賃料相当額）と減額されないで支払われるべき賃料とが、いわば両建てになるのかどうかを詰める必要があると思います。仮に、そうではなく、使用収益させないのに「賃料」のみが発生するのだとしますと、その性質は何か（請負・雇用における注文者・使用者の責めに帰すべき事由がある場合の反対給付請求権（第41, 1(3), 第43, 1(2)）と同様のものか。そうだとすると、賃借人の責めに帰すべき事由による目的物の全部滅失の場合は賃料債務がなくなることとの関係をどう考えるか）、また、帰責事由ある賃借人が目的物の一部を滅失させたことによる損害賠償責任との関係をどう考えるか、などの問題が残るように思います。

・ 13（賃貸借終了後の義務）の(2)と(3)で用いられている「原状」の語が同じ意味かどうか、吟味する必要があると思います。すなわち、(2)の「原状」が賃借人が用法遵守義務を履行し通常の使用収益をした場合の賃貸借期間経過後（賃貸借終了時）のあるべき状態を想定しているのに対し、(3)の「原状」は賃貸借契約締結時の状態を想定しているようにも思われます。

◇第 42 委任

・ 6（準委任）において，存続期間の観念が想定されていないもの（単発のサービスの提供）の終了事由は，(2)ウしかないことになるのでしょうか。委任者からの解除及び有償契約における受任者からの解除を認めるべき場合があるのではないのでしょうか。

◇担保責任の見出し

・担保責任の見出しが不揃いなのを，できれば統一した方が分かりやすいのではないかと思います。すなわち，今回の部会資料では，売買については「目的物が契約に適合しない場合の売主の責任」（第 36 の 4），贈与については「贈与者の責任（民法第 551 条関係）」（第 37 の 2），消費貸借については「貸主の担保責任（民法第 590 条関係）」（第 38 の 5），請負については「瑕疵担保責任」（第 41 の 2）と不揃いになっています。